

## 適格請求書発行事業者公表サイトの運営方針

### 1 公表サイトの目的

適格請求書発行事業者公表サイト（以下「公表サイト」といいます。）は、消費税法第57条の2に基づき、適格請求書発行事業者の登録・取消・失効状況を公表するものです。

当サイトでは、受領した請求書等に記載されている番号が「登録番号」であるか、また、その記載された「登録番号」が取引時点において有効なものか（適格請求書発行事業者が取消等を受けていないか）を確認することができます。

### 2 公表事項

公表事項は、次の事項となります。

- ① 氏名又は名称<sup>(注1)</sup>
- ② 登録番号
- ③ 登録年月日、取消年月日、失効年月日
- ④ 法人においては、本店又は主たる事務所の所在地
- ⑤ 特定国外事業者<sup>(注2)</sup>以外の国外事業者においては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- ⑥ 個人事業者の主たる屋号<sup>(注3)</sup>
- ⑦ 個人事業者及び人格のない社団等の本店又は主たる事務所等の所在地<sup>(注3)</sup>

(注) 1 氏名については、適格請求書発行事業者の氏名のほか、事業者の選択により、住民票に記載されている外国人住民の通称又は旧姓氏名を公表します（戸籍上の氏名と併記することも選択できます）。

2 特定国外事業者とは、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者をいいます。

3 「⑥ 屋号」及び「⑦ 本店又は主たる事務所等の所在地」については、適格請求書発行登録事業者が希望する場合にのみ公表します。この際には、適格請求書発行事業者から提出された申出書に記載されたとおりに公表します。

### 3 適格請求書発行事業者情報の表記

公表サイトで使用できる文字の範囲は、「JIS - X - 0213」<sup>(※)</sup>となっており、JIS第1水準～第4水準の漢字と非漢字に対応しています。

適格請求書発行事業者の氏名等の表記に当たり、「JIS - X - 0213」で表示できない字体につきましては、表示可能な字体に置き換えて表記します。

(※) JIS-X-0213は、一般的なパソコンやスマートフォン等で標準的に搭載されている文字の範囲で、

漢字等の文字コードに関する日本産業規格であり、デジタル・ガバメント実行計画でも各府省が情報システムに使用する文字範囲とされているものです。

## 4 適格請求書発行事業者情報等の公表サイトへの掲載及び更新

適格請求書発行事業者情報等の公表サイトへの掲載については、税務署での登録処理後、原則として、登録簿への登載日の翌日に行います<sup>(注)</sup>。

上記2①、④ないし⑦に変更があった場合には、公表情報の変更を行います。

また、上記2③については、登録の取消（消費税法第57条の2⑥）又は登録の失効（消費税法第57の2⑩、57の3）の規定に該当した場合に公表情報の更新を行います。

なお、公表情報の変更があった場合及び登録の失効に該当する場合には、適格請求書発行事業者がその旨を記載した届出書を税務署に提出する必要があります。

(注) 令和3年10月中に登録簿へ登載したものは、一括して令和3年11月1日に公表サイトへ掲載されます。

### (1) 登録の取消

適格請求書発行事業者が次の事実該当すると税務署長が認める場合には、当該適格請求書発行事業者の登録を取り消すこととなります。

#### 【特定国外事業者以外の事業者】

- ・ 1年以上所在不明であること。
- ・ 事業を廃止したと認められること。
- ・ 法人において合併により消滅したと認められること。
- ・ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。

#### 【特定国外事業者】

- ・ 事業を廃止したと認められること。
- ・ 法人において合併により消滅したと認められること。
- ・ 申告書の提出期限までに、当該申告に係る消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面が提出されていないこと。
- ・ 納税管理人を定めていないこと。
- ・ 消費税につき期限内申告書の提出がなかった場合において、当該提出がなかったことについて正当な理由がないと認められること。
- ・ 国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。
- ・ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。

### (2) 登録の失効

適格請求書発行事業者が次の事実該当する旨の届出書を税務署に提出した場合には、当該適格請求書発行事業者の登録の効力は失われます。

- ・ 登録の取消を求める場合
- ・ 事業を廃止した場合
- ・ 法人において合併により消滅した場合

- ・ 個人事業者において死亡した場合

(注) 届出書の提出がない場合でも、死亡した日の翌日から4か月を経過した日に失効します。

## 5 公表期間

公表サイトでは、過去に行われた取引についても取引時点での取引先の登録状況を確認できるよう、登録の取消や失効があった場合でも、取消・失効後7年間は、適格請求書発行事業者情報と取消・失効年月日を公表サイトに掲載し、7年経過後に公表サイトから削除します。

## 6 公表サイトでの検索等機能

公表サイトでは、利用者が「登録番号」を確認する際の利便性に配慮し、「検索機能」、「Web-API機能」及び「データダウンロード機能」を提供します。

なお、「Web-API機能」及び「データダウンロード機能」では、「CSV形式」、「XML形式」、「JSON形式」に対応します。

「Web-API機能」及び「データダウンロード機能」の仕様につきましては、[「Web-API機能等の仕様書」](#)をご覧ください。

### (1) 検索機能

検索機能は、公表サイト上で「登録番号」を基に適格請求書発行事業者情報の検索を可能とする機能です。検索に当たっては、1件ごとの検索と複数件（最大10件）での検索が可能です。

なお、検索結果で表示された適格請求書発行事業者が法人番号の指定を受けた法人である場合、検索結果画面から法人番号公表サイトの該当法人の情報に直接アクセスできます。

### (2) Web-API機能

Web-API機能は、ユーザーシステムから公表サイト側に「登録番号」を含む一定条件のリクエストを送信することで、指定した適格請求書発行事業者情報の最新情報（登録年月日、失効年月日、取消年月日の履歴を含む）を取得するためのシステム間連携インターフェース（データ授受の方式）機能です。

なお、Web-API機能を利用するためには、事前に公表サイト上でID（本人確認のためのIDではなく、リクエストプログラムに組み込んで、事後的に検証可能とするもの）の発行届出を行い、国税庁が払い出したIDが必要となります。

ただし、既に法人番号公表サイトにおいて、Web-APIのIDを取得している場合は、同IDを公表サイトにおいても利用できるため、改めてIDの発行届出を行う必要はありません。

### (3) データダウンロード機能

データダウンロード機能は、前月末時点に公表している適格請求書発行事業者情報の最新情報（登録年月日、失効年月日、取消年月日の履歴を含む）を、全件データファイルとして提供するとともに、新規の適格請求書発行事業者や適格請求書発行情報の変更等に関する日次の異動情報を差分データファイルとして提供する機能です。

## 7 運営方針の見直し

公表サイトの運営方針については、必要に応じて見直しを行います。  
運営方針に変更等があった場合には、公表サイト上でお知らせします。